

株 主 各 位

東京都中央区入船一丁目9番8号
インスパイアー株式会社
代表取締役社長 駒 澤 孝 次

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日(火曜日)午後6時までには到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日(水曜日)午前10時30分
2. 場 所 東京都中央区京橋一丁目6番8号 コルマ京橋ビル4階
オフィス東京 「L4会議室」
(末尾掲載の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
＜報告事項＞ 第22期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
事業報告の内容報告の件
＜決議事項＞
第1号議案 第22期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
計算書類承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人とし、同代理人は本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出下さい。

◎本株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.inspire-inc.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災で寸断されたサプライチェーンの早期復旧により、企業の生産活動が持ち直すなど、足元の景気は緩やかな回復基調にあるものの、欧州の財政危機や急激な円高の進行により、先行きの不透明感が強まる状況となりました。

当社の属する業界では、企業のIT関連投資は徐々に回復しつつあるものの、企業収益改善の鈍化もあり新規案件数の大幅な増加は見込めない状況である中、受注競争の激化や顧客のコスト意識の高まりと相まって、案件当たりの売上額の低下等による不採算・低採算案件が増加する等、依然として厳しい状況が続いております。

当社は、このような厳しい環境のもと、新経営体制を構築し、既存のセキュリティ商品の販売に加えて、新しいソリューションやサービスの開発、また当社のITインフラナレッジと商社機能を活用した新規事業の創出等にも積極的に取り組み、収益力の回復に努めて参りましたが、当初見込みの売上及び粗利益の確保には至りませんでした。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高46百万円（前年同期比60.1%減）、営業損失132百万円（前年同期実績174百万円の営業損失）、経常損失140百万円（前年同期実績179百万円の経常損失）、当期純損失222百万円（前年同期実績166百万円の当期純損失）となりました。

【ITセキュリティ事業】

ITセキュリティ事業は、IT関連商品の販売やサポートの提供等が主なものであります。当事業年度のITセキュリティ事業の業績は売上高20百万円（前期比76.2%減）、営業利益14百万円（前年同期実績19百万円）となりました。

【フランチャイズ事業】

フランチャイズ事業は、株式会社ペガサスプランニングとの業務提携における学習塾経営におけるフランチャイズビジネスを中心としたチェーン展開支援が主なものであります。当事業年度のフランチャイズ事業の業績は、売上高がなく（前年同期実績16百万円）、営業利益もありません（前年同期実績16百万円）。

【広告事業】

広告事業は、ピエラレジェンヌ株式会社との業務提携によるマーケティング、広告、宣伝、セミナー等の企画及び実施の支援事業が主なものであります。当事業年度の広告事業の業績は、売上高1百万円（前期比93.8%減）、営業利益10百万円（前年同期実績16百万円）となりました。

【カード事業】

カード事業は、売買代金のクレジット決済にかかる加盟店開発の代理店事業が主なものであります。当事業年度のカード事業の業績は、売上高がなく、営業利益もありません（前年同期実績営業損失21百万円）。

【グリーンエネルギー事業】

グリーンエネルギー事業は、太陽光発電システム販売事業が主なものであります。当事業年度のグリーンエネルギー事業の業績は、売上高25百万円、営業利益17百万円となりました。

区 分	前期 平成24年3月期		当期 平成25年3月期		増 減	
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	増減率 %
ITセキュリティ事業	84	72.4	20	43.5	-64	-76.2
フランチャイズ事業	16	13.8	—	—	-16	—
広 告 事 業	16	13.8	1	2.2	-15	-93.8
カ ー ド 事 業	—	—	—	—	—	—
グリーンエネルギー事業	—	—	25	54.3	25	—
合 計	116	100.0	46	100.0	-70	-60.3

(2) 設備投資及び資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

(1) 企業活動における課題

当社は、将来に亘って続く電力問題の緩和に資する太陽光発電システムの販売事業、増大する決済需要に対応するクレジットカード関連事業及び災害復興並びに絶え間なく進歩し続ける情報通信の需要に応えるITネットワーク商材の取り扱いによる収益基盤の確立を中長期的な経営戦略の中核と位置づけております。

当社は、各事業によって早期に収益基盤を確立することが中長期的な経営戦略の機軸であると位置付けております。

特に、現在の逼迫した電力事情の緩和に資する太陽光発電システムの販売を当社収益基盤として確保しつつ、昨年度は事業資金の不足によって実績が当初計画を大幅に下回ったITネットワーク関連事業及びクレジットカード関連事業の業績の向上に向けた展開が不可欠であり、中長期にわたって成長性及び収益力を確保する必要があります。

(2) コンプライアンスに関する課題

当社では、内部統制システムの整備といたしまして、(1)管理部門における取締役会、監査役会への企業リスク報告の迅速化、(2)法令遵守に対するモニタリングと統制活動の強化、(3)リスク対応と開示を適時適切に行う体制の整備、の3点を重要な課題と捉えており、全社規模で統制力の強い組織体制とするべく代表取締役社長のリーダーシップの下で内部統制システムの構築を推し進めるとともに、従前まで社外取締役であったものが内部監査管掌役員となることで、社内全体の内部統制システム全般の管理体制をより厳しく監視し、強化してまいります。

(3) ガバナンスに関する課題

当社では、今後上記(2)の内部統制システムの整備を推し進めることにより、企業価値の向上を目指した経営の透明性、健全性及び遵法性の確保、コンプライアンス体制の整備及び迅速かつ公平な経営情報の開示の推進などを通じて、法令遵守及び社会的倫理規範尊重に対する役員及び従業員の意識を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第 19 期 平成22年 3 月期	第 20 期 平成23年 3 月期	第21期 平成24年 3 月期	第22期(当期) 平成25年 3 月期
売 上 高 (千円)	616,127	196,842	116,818	46,657
経 常 損 失 (千円)	390,085	341,866	179,626	140,418
当 期 純 損 失 (千円)	535,727	411,093	166,631	222,668
1株当たり当期純損失 (円)	5,463	2,646	1,061	449
総 資 産 (千円)	616,036	303,419	157,110	22,875
純 資 産 (千円)	259,937	△158,096	10,970	△184,337

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社であったピエラレジェンヌ株式会社は、平成24年8月7日付で総株主の議決権に対する割合が41.74%となり、当社の親会社ではなくなりました。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 企業結合の成果

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業	主要製品等
ITセキュリティ事業	IT関連商品の販売やサポートの提供
フランチャイズ事業	フランチャイズオーナーの募集紹介業務
カード事業	カード加盟店の開拓業務
広告事業	広告、プロモーション及びマーケティング活動に係る企画、製作、実施及び運営支援
グリーンエネルギー事業	太陽光発電システムの販売

(7) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3名	-2名	39.7歳	0.5年

(注) 使用人数は就業人員であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 960,000株
(2) 発行済株式の総数 505,814株
(3) 株主数 2,367名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社スクエアコンサルティング	70,000株	13.83%
ヒョシエンタープライズ株式会社	30,300株	5.99%
JINA Air Networks Co.,Ltd.	20,000株	3.95%
赤羽 憲彦	10,281株	2.03%
厚海 辰也	8,000株	1.58%
ピエラレジェンヌ株式会社	7,977株	1.57%
屋嘉 良英	6,317株	1.24%
清水 健一	6,274株	1.24%
阿波 毅	5,367株	1.06%
小貫 健二	5,075株	1.00%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している執務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成25年3月31日現在)

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他、現に発行している新株予約権（平成25年3月31日現在）

当社は、平成24年3月30日にBrillance Hedge Fund及びBrillance Multi Strategy Fundを割当先とした新株予約権を発行しております。

新株予約権の内容は、次のとおりであります。

新株予約権の数	Brillance Hedge Fund	555個
	Brillance Multi Strategy Fund	355個
新株予約権の発行価額	1個当たり550円（総額687,500円）	
新株予約権の行使額	1株当たり684円	
新株予約権の行使により得られる財産の価額	77,805,000円	

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	駒澤孝次	営業部門管掌 営業支援部門管掌 有限会社ジャブエンタープライズ 代表取締役社長
取締役	野瀬有孝	管理部門管掌 内部統制管掌 株式会社ライトハウス 取締役副社長
取締役	田頭純一	内部監査管掌
常勤監査役	浦野道郎	
監査役	駒村裕	フルハウス・ジャパン株式会社 代表取締役社長 駒村公認会計士事務所 所長
監査役	大箸郁夫	川上綜合法律事務所 弁護士

- (注1) 監査役駒村裕氏、大箸郁夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- (注2) 監査役駒村裕氏は、公認会計士であり、また企業経営の経験も有していることから、経営全般、財務及び会計に対する専門的な知識と経験を有しております。
- (注3) 監査役大箸郁夫氏は、企業経営の経験はありませんが、弁護士であり、企業法務に対する専門的な知識と経験を有しております。
- (注4) 監査役大箸郁夫氏は、金融商品取引所の定めに基づき届けるため当社が指定した独立役員であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	3名 (0名)	25,100千円 (0千円)	(注2)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,000千円 (3,600千円)	(注3)
合計	6名	34,100千円	

(注1) 上記報酬等の額には、平成21年6月19日開催の取締役会の決議によりストックオプションとして付与した新株予約権(取締役100,892円と監査役60,535円)を含んでおります。

(注2) 株主総会決議(平成18年6月24日)による取締役の年間報酬限度額は、200,000千円であります。

(注3) 株主総会決議(平成13年6月27日)による監査役の年間報酬限度額は、30,000千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 事業年度中の取締役会等での活動状況
取締役会への出席状況

	氏名	出席回数(在任中の開催回数)
監査役	駒村裕	13回(20回)
監査役	大箸郁夫	16回(20回)

監査役会への出席状況

	氏 名	出席回数(在任中の開催回数)
監 査 役	駒 村 裕	4回(4回)
監 査 役	大 箸 郁 夫	4回(4回)

監査役会における発言状況

各社外監査役は、経営に関する高い見識と有資格者としての高い専門性にに基づき、かつ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会の審議・報告内容につき、経営監視機能を果たすため適宜質問を行い、また監査役の審議・報告内容につき実効性の高い監査の実現のため積極的に質問・意見表明を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外役員の会社法第423条第1項の責任において、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では社外役員との間で責任限定契約を締結しておりません。

④ 社外役員に対する報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額	2名	3,600千円
-------------	----	---------

⑤ 当社親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東京中央監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

東京中央監査法人 20,400千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

東京中央監査法人 20,400千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等に関する決議の内容の概要

当社は、下記の通り内部統制システム構築の基本方針を定めており、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後より効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図って参ります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ会社の経営理念及び経営基本方針を踏まえて策定した「企業行動指針」及び「役職員行動指針」を役員及び使用人全員へ浸透を図り、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかをグループ社員全員に意識付けする。
- ② 内部統制委員会を組織し、当社及び当社グループ会社における法令等遵守体制の充実強化にあたらせる。
- ③ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案が内部統制委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整備、強化する。
- ④ 当社及び当社グループ会社の使用人が、法令・定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口はその旨を報告する仕組み（内部通報制度）を設ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報・文書は、文書管理ルール及びそれに関連する各管理マニュアルに基づいて各所管部署が適切に保存・管理（廃棄を含む）し、取締役、監査役、及び内部監査室の閲覧に供する。
- ② 文書管理の統括部署は、少なくとも毎年1回は文書管理ルール、マニュアルの運用状況を検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部署に対して文書等の適切な保存・管理を指導する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する基本ルールを策定し、体系的なリスク管理体制の確立を図る。各部門においては関連規程の見直しまたは制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修等を行い、部門ごとのリスク管理体制を整備する。
- ② リスクの発生又は発見時に、取締役会への報告及び開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を再整備する。
- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを再整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 社内の組織・業務分掌・職務権限等に関するルールを適時適切に見直すことにより、職務遂行に係わる意思決定及び指揮体制を経営戦略目標の達成のために最適の状態に保つ。
- ② I Tを活用した人事管理・業績管理・事務システムの精度向上に努め、全社的な経営効率及び業務効率の一層の向上を図る。

(5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「企業行動指針」及び「役職員行動指針」を適用しつつ、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら業務の適正確保を図る。
- ② 内部統制委員会には、グループ主要各社の担当者を委員として参加させ、内部統制に関する当社及びグループ各社間での協議、情報の共有化等の場とする。
- ③ 日常的には、グループ管理担当部署が、関係会社管理ルールに基づいて必要事項を指示・要請する等により、グループ全体の業務の適正を図るための必要な措置をとるとともに、各社それぞれの内部統制システムの整備について必要な助言・支援を行う。
- ④ グループ各社において法令違反行為等を知った者は、内部通報制度によって直接、同制度の通報窓口へ報告するものとする。この場合、通報窓口担当部署は、当該会社の監査役に、通報者保護に留意しつつ当該通報の内容等を報告することとする。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、必要に応じて、内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができる。
- ② 監査役会から専任の使用人の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査役会の同意を得て任命する。

- ③ 監査役から命令を受けた使用人は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととする。
- ④ 取締役は、監査役の命令を受けた使用人に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。
- ⑤ 専任の使用人を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査役会の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、次の場合には、監査役会又は監査役に対して直接かつ速やかに報告しなければならないものとする。
 - A) 法令・定款に違反する事実を発見したとき
 - B) 当社又はグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき
- ② 内部通報制度担当部署は、内部通報制度による通報があったときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- ③ 法令・定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、取締役又は担当部署長から監査役会に報告する体制を整備する。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会の頻度を、四半期ごとに1回とする。
- ② 監査役は内部監査の実施状況について報告を受けるとともに、必要があると認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。

(9) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び当社グループ会社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 反社会的勢力（その懸念がある者を含む、以下同じ）との企業活動上の取引を含めた一切の関係を遮断を図る。

- ② 当社内外の部署、関係機関、専門機関、所轄警察署等の外部機関との連携を緊密にし、経済的合理性を勘案した上の可能な範囲で、その属性判断を徹底する。
- ③ 反社会的勢力による不当な要求等が発生した場合には、内部統制委員会及び反社会的勢力対応部署が連携し、情報を一元的に管理し、速やかに内部統制委員会を通じて取締役会・監査役会に報告される体制を徹底する。
- ④ 反社会的勢力による不当な要求等が発生した場合において、資金供与・利益供与等は、結果として更なる不当な要求等に繋がることを認識し、一切応じない姿勢を徹底する。
- ⑤ 反社会的勢力による不当な要求等が発生した場合には、外部機関との連携のもと、民事的・刑事的な対応を判断し、毅然たる対応を行う。
- ⑥ 反社会的勢力対応部署を中心として、対応マニュアルの整備を進める。また、当社の使用人全員に対して研修を実施するほか、必要に応じて外部機関との連携のもと、平素からの啓発活動に努める。

7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,390	流 動 負 債	207,212
現金及び預金	143	未 払 金	88,449
前 払 費 用	807	未 払 法 人 税 等	8,639
預 け 金	18,000	預 り 金	9,365
未 収 消 費 税 等	1,439	短 期 借 入 金	98,458
固 定 資 産	2,485	訴 訟 損 失 引 当 金	2,300
投 資 そ の 他 の 資 産	2,485	固 定 負 債	-
敷 金	2,485	負 債 合 計	207,212
破 産 更 生 債 権	1,284,272	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△1,284,272	株 主 資 本	△185,136
		資 本 金	1,550,751
		資 本 剰 余 金	1,243,051
		資 本 準 備 金	1,243,051
		利 益 剰 余 金	△2,978,939
		利 益 準 備 金	25,900
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,004,839
		別 途 積 立 金	100,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△3,104,839
		新 株 予 約 権	799
		純 資 産 合 計	△184,337
資 産 合 計	22,875	負 債 及 び 純 資 産 合 計	22,875

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		46,657
売 上 原 価		5,969
売 上 総 利 益		40,687
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		173,511
営 業 損 失		132,824
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	0	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	605	
そ の 他	70	676
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,270	8,270
経 常 損 失		140,418
特 別 利 益	—	
特 別 損 失		
減 損 損 失	79,000	
訴 訟 引 当 金 繰 入 額	2,300	81,300
税 引 前 当 期 純 損 失		221,718
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		950
当 期 純 損 失		222,668

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
平成24年4月1日残高	1,536,983	1,229,283	25,900	100,000	△2,882,171
事業年度中の変動額					
新株の発行	13,768	13,768			
当期純損失					△222,668
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	13,768	13,768			△222,668
平成25年3月31日残高	1,550,751	1,243,051	25,900	100,000	△3,104,839

	株主資本		新株 予約権	純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計		
	利益剰余金 合計			
平成24年4月1日残高	△2,756,271	9,995	975	10,970
事業年度中の変動額				
新株の発行		27,536		27,536
当期純損失	△222,668	△222,668		△222,668
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△176	△176
事業年度中の変動額合計	△222,668	△195,132	△176	△195,308
平成25年3月31日残高	△2,978,939	△185,136	799	△184,337

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナス状況が平成15年3月期以降連続しており、当事業年度においても222百万円の当期純損失を計上し、今期末において純資産額が△184百万円となり債務超過の状態となっております。また、借入金の返済及び経費支払いの一部が遅延しており、返済期限・支払期限を延長して頂いている状況となっております。さらに、当社の主たる事業であったITセキュリティ事業を縮小し、新たにグリーンエネルギー事業として太陽光システム販売事業を開始いたしました。事業の進捗が遅れが出たため、思ったほどの成果が出ていない状況にあります。また、営業以外についても、係争中の裁判があり、その行方によっては当社の経営方針が左右される懸念があります。

これらの事象により、前事業年度に引き続き、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、早急に債務超過の解消及び営業損益の黒字化を実現するために、以下の施策を講じて実行して参ります。

(1) 資金調達

当社は、早急に債務超過を解消し、財務基盤の安定させること及び営業損益の黒字化を実現するために、短期的には借入の実行、長期的には増資等により資金を調達していく方針であります。

(2) 新経営計画の推進

当社は、今後新しく経営計画を作成し、グリーンエネルギー事業を中心とした事業を推進してまいります。

①経営効率化の維持

当社は、経営の効率化を図る活動の一環として、平成25年3月期事業年度予算の業務執行における諸経費の見直しを継続的に行っており、引き続きコストのスリム化を実行して参る所存です。

その一方で、既存事業のうち主にグリーンエネルギー事業について必要な人材を強化し、効率の良い経営体質へと改善を図っていく所存です。

②既存事業の新規営業展開の立ち上げ

当社は、当社のコア・コンピタンスである商社機能とのシナジーを発揮でき、業務提携契約を締結している各社様との協業により、早期に会社業績に寄与が望めるような既存事業の新たな営業展開の創出を進めていく所存です。

具体的には、前年度から太陽光発電システムの販売に力を入れており、昨年度から成果を上げつつあります。前年度は、親会社であったビエラレジエンス株式会社の販売網を利用し、営業展開を行って参りましたが、収益率の低下から新しい営業展開を行うべく準備を進めて参りました。当社は、平成25年2月14日付の適時開示「株式会社創建コーポレーションとの業務提携基本契約締結に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、株式会社創建コーポレーションと業務提携契約を締結し、同社が取り扱う太陽光発電システムの販売代理し、営業展開を行う準備を進めて参ります。また、新たな展開として、事業パートナーの選定を行い直接消費者に販売するための準備を進めて参ります。

しかしながら、当該事業が今後も継続的に成長していくと判断するのは早計に過ぎると考えておりますし、また、昨年度に取り扱い開始した太陽光システム販売事業の営業代理店を通じた営業展開における売上利益が当初計画を大幅に下回っていることから、現時点では、依然として、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を反映しておりません。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

訴訟損失引当金

訴訟による損失に備えるため、当事業年度末における訴訟損失の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 消費税等の会計処理方式

税抜方式を採用しております。

3. 貸借対照表に関する注記
該当事項はありません。

4. 損益計算書に関する注記
当事業年度において、当社は以下の減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	そ の 他
事務所用設備	ソフトウェア	東京都中央区	—

減損損失の金額及び内訳

顧客管理サービスの提供を目的とするカード事業につきましては、事業の見通しが立たないため中止し、この事業のためのソフトウェア全額を減損損失として計上いたしました。

減損損失の金額及び内訳

ソフトウェア	79,000千円
計	79,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式	465,814	40,000	—	505,814
普通株式	465,814	40,000	—	505,814

(2) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(3) 当事業年度末における新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての新 株予約権	普通株式	—	—	—	—	298
第39回新株予約権 (平成24年3月30日発行)	普通株式	153,750	—	△40,000	113,750	500
合計		153,750	—	△40,000	113,750	799

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	2,917千円
貸倒引当金(流動)	0千円
たな卸資産評価損	16,567千円
繰延税金資産（流動）小計	19,484千円
評価性引当額	△19,484千円
繰延税金資産（流動）合計	—
繰延税金資産（固定）	
無形固定資産減価償却超過額	26,043千円
投資有価証券評価損	24,356千円
退職給付引当金	0千円
貸倒引当金否認額	457,714千円
株式報酬費用否認額	106千円
たな卸資産除却損	21,775千円
減損損失	1,297千円
繰越欠損金	670,193千円
繰延税金資産（固定）小計	1,201,488千円
評価性引当額	△1,201,488千円
繰延税金資産（固定）合計	—

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、事業を行うための必要資金に照らして、資金（主に借入）を調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

預け金は、借入金の返済の保存のために伴うものであり、預け先の信用リスクに晒されております。敷金は、事務所の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等また短期借入金は、1年以内の支払期日であります。支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金、預け金、敷金について、適宜取引先の信用状況を検討し管理しております。

- ・流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務、借入金について、資金繰表を適時に作成、更新するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	143	143	—
(2) 売掛金	—	—	—
(3) 未収入金	—	—	—
(4) 仮払金	—	—	—
(5) 前渡金	—	—	—
(6) 預け金	18,000	18,000	—
(7) 未収消費税等	1,439	1,439	—
(8) 短期借入金	(98,458)	(98,458)	—
(9) 未払金	(88,449)	(88,449)	—
(10) 未払法人税等	(8,639)	(8,639)	—
(11) 預り金	(9,365)	(9,365)	—
(12) 前受金	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 仮払金、(5) 前渡金、(6) 預け金

(7) 未収消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払法人税等、(11) 預り金、(12) 前受金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが、極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
敷金	2,485

敷金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権のうち決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
(1) 現金及び預金	143	—
(2) 預け金	18,000	—

9. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

△372円23銭

1株当たり当期純損失

449円64銭

12. その他の注記

該当事項はありません。

13. 重要な後発事象

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

本招集通知の作成時点において、一時会計監査人紀尾井町公認会計士共同事務所による監査報告書の提出は受けておりません。

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一 一時会計監査人紀尾井町公認会計士共同事務所より、監査報告書の提出を受けておりませんので、意見表明を差し控えます。
- 二 一時会計監査人紀尾井町公認会計士共同事務所の当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについて、監査報告書の提出を受けておりませんので、意見表明を差し控えます。

平成25年 5月27日

インスパイア株式会社 監査役会

常勤監査役 浦野 道 郎 ㊟

社外監査役 駒 村 裕 ㊟

社外監査役 大 箸 郁 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第22期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類承認の件

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当社は、当事業年度において222百万円の当期純損失を計上しております。また、借入金及び経費の一部が遅延しており、返済期限・支払期限を延長して頂いている状況となっております。これにより、前事業年度に引き続き、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているとおりですので、当該計算書類及びその附属明細書にかかる期間の財産及び損益の状況について、本招集通知の作成時点において、一時会計監査人紀尾井町公認会計士共同事務所による監査報告書の提出を受けていないため、会社法第438条第2項の規定により株主様の承認をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

現行の定款の一部を次のとおり変更させていただきたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 目的の追加（第2条）

太陽光システム販売事業を当社で直接行うため、現行定款第2条の目的の追加を行うものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更（第6条）

今後の当社における事業拡大及び債務超過の解消を目的とした資金調達及び資本政策遂行のため、会社法第113条第3項の規定に基づき、当社定款に定める「発行可能株式総数」を現行の960,000株から、2,000,000株へ拡大したく変更をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ (条文省略)</p> <p>40. (新 設)</p> <p>41. 前各号の業務にかかるコンサルティングおよび情報収集、情報提供サービス業務</p> <p>42. 前各号に関する顧客の仲介、斡旋業務</p> <p>43. 前各号に付帯または関連する一切の事業および業務</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ (現行どおり)</p> <p>40.</p> <p>41. <u>太陽光を利用した発電装置の設置および販売</u></p> <p>42. <u>自然エネルギーによる発電施設、設備ならびに同システムの企画、設計、施工、管理ならびに販売</u></p> <p>43. <u>電力の卸供給事業</u></p> <p>44. <u>特定規模電気事業</u></p> <p>45. 前各号の業務にかかるコンサルティングおよび情報収集、情報提供サービス業務</p> <p>46. 前各号に関する顧客の仲介、斡旋業務</p> <p>47. 前各号に付帯または関連する一切の事業および業務</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>960,000株</u> とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000,000株</u> とする。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
黒澤明宏 (昭和42年1月26日生)	平成元年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行	—
	平成17年8月 アセット・マネージャーズ株式会社(現 いちごグループホールディングス株式会社) 入社	
	平成18年6月 同社上席執行役ソリューション事業部長	
	平成19年6月 アセット・インベスターズ株式会社(現 マーチャント・バンカーズ株式会社) 取締役CIO	
	平成19年6月 株式会社極楽湯 取締役	
	平成20年7月 株式会社G&Rコーポレーション 代表取締役	
	平成21年4月 中小企業投資機構株式会社(現 クレスト・インベストメント株式会社) 社長執行役員	
	平成21年10月 同社 代表取締役社長	
	平成21年12月 マルマン株式会社 社外取締役	
	平成22年6月 カーチス株式会社 社外取締役	
	平成22年6月 NISグループ株式会社 社外取締役	
平成24年9月 ビラータ株式会社 代表取締役社長(現任)		
平成24年10月 株式会社インアウト設立 代表取締役社長(現任)		

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役浦野道郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
浦野道郎 (昭和33年4月29日生)	昭和56年4月 学校法人 国際学院 入社 平成5年2月 共愛エンジニアリング株式会社 入社 平成6年2月 株式会社睦工業所 入社 平成8年4月 学校法人 大矢学園 入社 平成20年10月 当社 内部監査室 室長 平成22年6月 当社 監査役 (現任)	—

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとしたたく存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

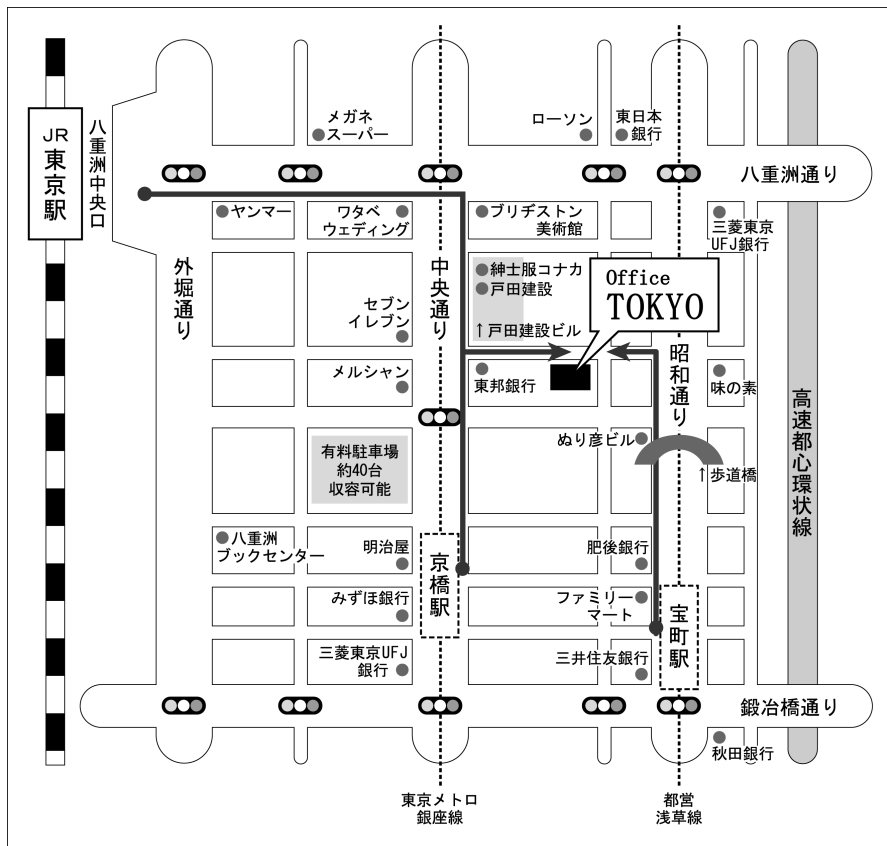
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
二宮征次郎 (昭和17年5月22日生)	昭和44年3月 司法研修所卒業(司法修習第21期) 昭和44年4月 弁護士登録 山道・魚野法律事務所 入所 昭和50年7月 小川・二宮・森法律事務所 設立 平成10年1月 二宮綜合法律事務所(現 NJ綜合法律事務所) 設立(現任) 平成19年2月 株式会社ソリッドグループホールディングス(現 株式会社カーチス) 監査役	—

- (注) 1. 補欠監査役候補者二宮征次郎氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者二宮征次郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 補欠の社外監査役の選任理由について(会社法施行規則第76条第4項第2号関連)
 補欠の社外監査役候補者の二宮征次郎氏は、弁護士として豊富な経験と高い見識を有することから、監査役に就任された場合には当社の監査体制並びにコーポレート・ガバナンス体制の構築に活かしていただくため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。
 4. 本議案により補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区京橋一丁目 6 番 8 号
 コルマ京橋ビル 4 階
 オフィス東京「L4 会議室」



交通のご案内 東京メトロ銀座線 「京橋」駅 6番出口 徒歩3分
 都営浅草線 「宝町」駅 A6出口 徒歩3分
 JR各線 「東京」駅 八重洲中央口 徒歩5分
 ・当日は駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。